



# 基本計画

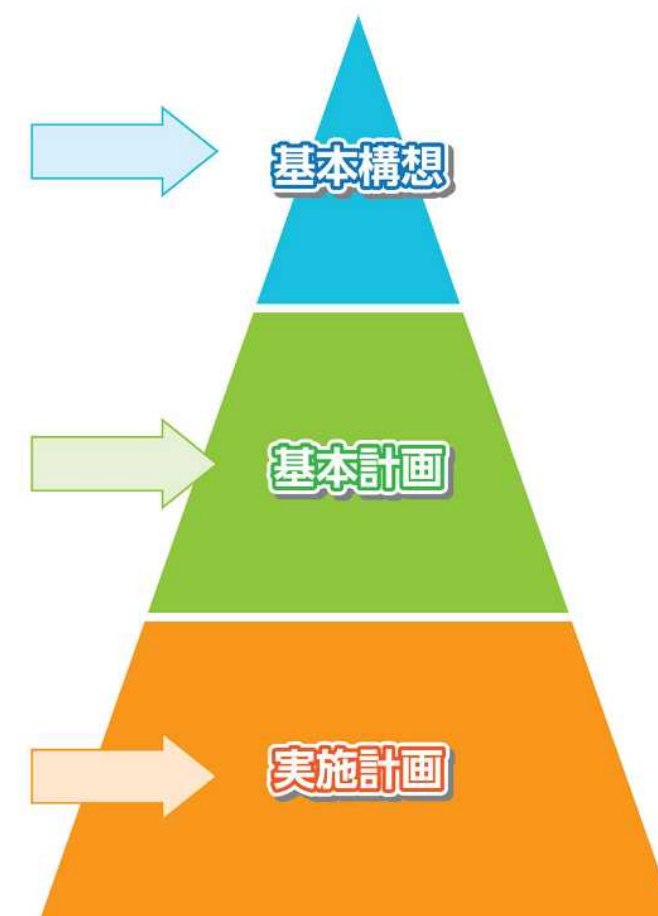
## 1 総合計画の構成と期間

基本計画は、基本構想に掲げる都市将来像の実現に向けた今後の市政運営の基本方針となるものです。この基本計画では、基本構想に掲げる都市将来像を実現するために取り組む施策を示しています。また、これらの施策を着実に実施するため、3年を単位とする具体的な事業内容を示した実施計画を策定します。

**基本構想** は、市民と行政の共通の目標として、直方市の目指すべき将来像を実現するための基本方針を定めるものです。  
期間は、令和3（2021）年から令和12（2030年度）までの10年間とします。

**基本計画** は、基本構想に掲げる都市将来像を実現するために、各分野で取り組む施策の基本的な方向性と体系を定めるものです。  
期間は、令和3（2021）年から令和12（2030年度）までの10年間とします。なお、中間年に点検し、必要に応じて見直しを行います。

**実施計画** は、基本計画で示された施策に基づき、財政計画と連動する具体的な事業の内容を定めるものです。  
計画期間を3年間とし、毎年度見直しを行います。



## 2 基本計画の構成

基本計画は、基本構想に掲げる3つの基本目標である「ひと」、「まち」、「自然」及び「行財政」の4章で構成します。「ひと」、「まち」、「自然」はそれぞれ7ページに記載のとおり、健康や福祉、産業や交通、上下水道など市民の暮らしに直結する施策が対象となっています。一方、「行財政」は行政運営の効率化や組織力向上、財政健全化など市民の暮らしに直結するとは言い難いものの、行財政に関する取り組みは、「ひと」、「まち」、「自然」に関する施策を効果的・効率的に実施するために必要なものです。そこで、基本計画において「行財政」に関する施策についても示します。



## 第1章 ひと：市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり

## 第1節 健やかに育ち、いつまでも生きがいをもって生活できるまち

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 高齢者福祉・障がい者福祉の充実

## 第2節 時代の変化に対応できる力と豊かな感性を育むまち

- (1) 学校教育の充実
- (2) 青少年教育・生涯学習の推進
- (3) 歴史・文化の伝承

## 第3節 安全・安心を実感できるまち

- (1) 交通安全・防犯活動の推進
- (2) 消防・救急体制の充実
- (3) 自然災害対策の強化

## 第4節 生活の安定・自立に向けてみんなで支えあうまち

## 第5節 魅力ある地域づくりのため、みんなで連携するまち

- (1) 地域づくりの推進
- (2) 情報発信力の強化・関係人口等の受入環境整備
- (3) 都市間連携・公民学連携の推進

## 第6節 すべての人の人権が尊重され、共存・共生できるまち

## 第7節 男女共同参画社会を実現するまち

## 第2章 まち：産業の活力を高め、便利に暮らせるまちづくり

## 第1節 新たな魅力づくりに取り組むまち

- (1) 中心市街地の活性化
- (2) 雇用創出、創業・事業承継等の推進
- (3) 観光資源の魅力向上、情報発信力の強化

## 第2節 技術革新に取り組み、成長するまち

- (1) 先端技術の導入・人材育成による市内産業の発展
- (2) 付加価値の高い、多様な分野の産業集積の促進

## 第3節 誰もが快適に生活できるまち

- (1) 災害に強い社会基盤の維持・整備
- (2) 良好な住環境確保のためのコンパクト+ネットワークの形成
- (3) 交通ネットワークを活かした生活利便性の向上
- (4) 公園の利活用推進

## 第3章 自然：豊かな自然と共生して、快適に暮らせるまちづくり

## 第1節 水環境の保全に取り組むまち

- (1) 水質保全の推進
- (2) 水道の安定供給のための水道事業効率化
- (3) 汚水処理人口普及率の向上

## 第2節 自然への親しみと循環型社会への高い意識を持つまち

- (1) 自然との共生意識の向上
- (2) 循環型社会の更なる推進
- (3) 脱炭素社会の構築

## 第3節 自然の恩恵を未来につなげるまち

## 第4章 行財政：持続可能な行政運営に向けた、行政運営の効率化・財政の健全化

## 第1節 行政サービス・行政資源活用の最適化

## 第2節 職員の意識改革

## 第3節 財政の健全化